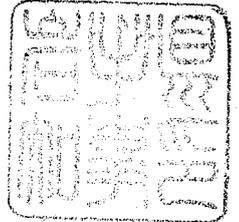


申請

農園第 22 号
平成26年4月11日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

岩手県知事 達増 拓也



原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく平成25年10月21日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

- 1 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること
 - (1) 盛岡市旧渋民村において産出されたそば
 - (2) 奥州市旧衣川村において産出されたそば
 - (3) 一関市旧大原町において産出されたそば

- 2 解除を申請する理由
別紙参照

出荷制限解除後の検査計画と生産・出荷体制

1 出荷制限を解除する範囲

盛岡市旧渋民村で産出されるそば

2 現在までの検査結果等の状況

(1) 検査結果の状況

盛岡市旧渋民村で産出される 25 年産そばについて、「検査計画、出荷制限等の品目・区画の設定・解除の考え方」（平成 25 年 3 月 19 日付け原子力災害対策本部長公表）別添 8 の 3 に基づき作成した「出荷制限区域において産出されたそばに関する岩手県管理計画」により、生産者 14 戸の生産量を管理の上、全袋検査を実施した結果、全て基準値を下回った。（表 1、図 1 参照）

なお、平成 24 年産に比較して平成 25 年産のそばの検査点数が大幅に少ないのは、そば栽培を中止した農家がいたことに加え、7～8 月の大雨による播種の遅れ及び気象災害により著しい減収となったためである。（表 2 参照）

(表1) 放射性セシウム検査結果 (平成24年産、平成25年産)

平成24年産		
番号	検査日	検査結果(Bq/kg)
1	10月15日	67
2	10月15日	67
3	10月15日	73
4	10月15日	69
5	10月15日	52
6	10月15日	79
7	10月15日	68
8	10月15日	65
9	10月15日	70
10	10月15日	64
11	11月5日	19
12	11月5日	ND
13	11月5日	ND
14	11月5日	ND
15	11月5日	120
16	11月5日	25
17	11月5日	5
18	12月13日	ND
19	12月13日	ND
20	12月13日	ND
21	12月13日	ND
22	12月13日	ND
23	12月13日	6.8
24	12月13日	ND
25	12月13日	ND
26	12月13日	ND
27	12月13日	ND
28	12月13日	ND
29	12月13日	ND
30	12月13日	ND
31	12月13日	ND
32	12月13日	ND
33	12月13日	5.6
34	12月13日	28
35	12月13日	33

平成24年産		
番号	検査日	検査結果(Bq/kg)
36	12月13日	33
37	12月13日	32
38	12月13日	28
39	12月13日	32
40	12月13日	39
41	12月13日	36
42	12月13日	30
43	12月13日	28
44	12月13日	38
45	12月13日	34
46	12月13日	28
47	12月13日	31
48	12月13日	26
49	12月13日	ND
50	12月13日	ND
51	12月13日	ND
52	12月13日	ND
53	12月13日	ND
54	12月13日	ND
55	12月13日	ND
56	12月13日	ND
57	12月13日	ND
58	12月13日	ND
59	12月13日	ND
60	12月13日	27
61	12月13日	7.5
62	12月13日	15
63	12月13日	14
64	12月13日	12
65	12月13日	14
66	12月13日	16
67	12月13日	21
68	12月13日	14
69	12月13日	8.9
70	12月13日	21

平成24年産		
番号	検査日	検査結果(Bq/kg)
71	12月13日	11
72	12月13日	5.7
73	12月13日	7.3
74	12月13日	25
75	12月13日	20
76	12月13日	25
77	12月13日	24
78	12月13日	19
79	12月13日	14
80	12月13日	23
81	12月13日	27
82	12月13日	21
83	12月13日	20
84	12月13日	29
85	12月13日	31
86	12月13日	26
87	12月13日	25
88	12月13日	27
89	12月13日	27
90	12月13日	31
91	12月13日	23
92	12月13日	30
93	12月13日	26
94	12月13日	33
95	12月13日	18
96	12月13日	30
97	12月13日	29
98	12月13日	33
99	12月13日	25
100	12月13日	24
101	12月13日	31
102	12月13日	ND
103	12月13日	4.6
104	12月13日	ND
105	12月13日	ND
106	12月13日	ND

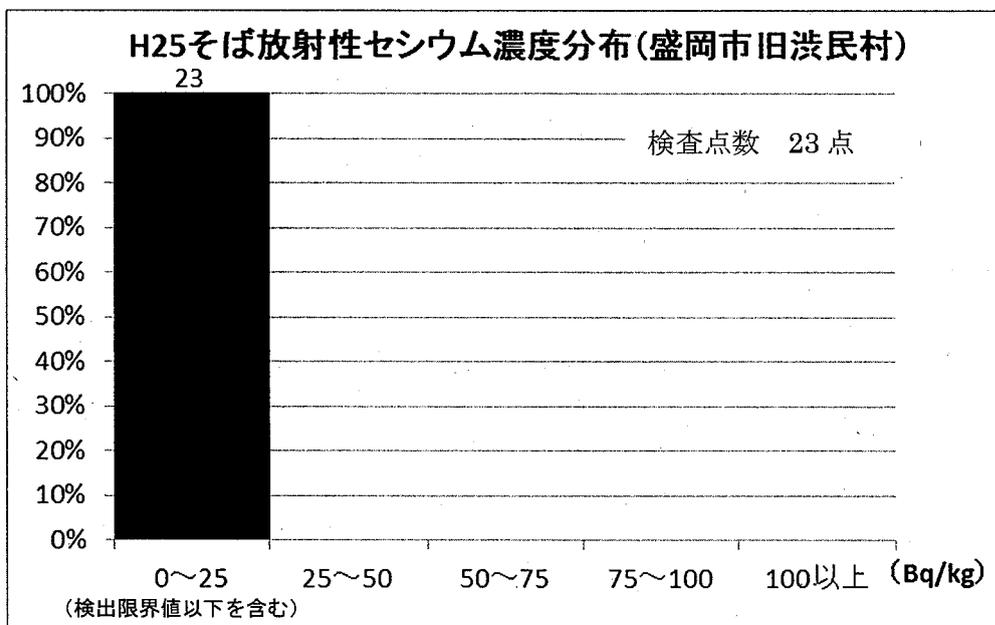
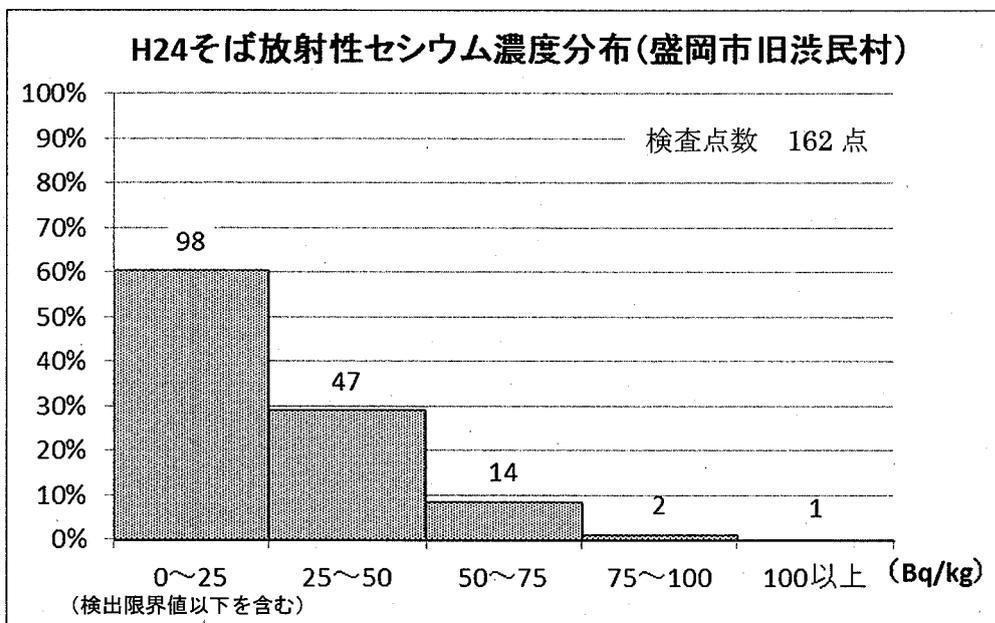
平成24年産		
番号	検査日	検査結果(Bq/kg)
107	12月13日	ND
108	12月13日	4.9
109	12月13日	3.9
110	12月13日	6.7
111	12月13日	ND
112	12月13日	6.1
113	12月13日	5
114	12月13日	ND
115	12月13日	38
116	12月13日	43
117	12月13日	6.7
118	12月13日	8
119	12月13日	ND
120	12月13日	58
121	12月13日	6.3
122	12月13日	ND
123	12月13日	7.8
124	12月13日	9.4
125	12月13日	16
126	12月13日	19
127	12月13日	ND
128	12月13日	10
129	12月13日	7.7
130	12月13日	6.3
131	12月13日	11
132	12月13日	7.6
133	12月13日	6.7
134	12月13日	15
135	12月13日	15
136	12月13日	ND
137	12月13日	14
138	12月13日	14
139	12月13日	19
140	12月13日	17
141	12月13日	7.3
142	12月13日	ND

平成24年産		
番号	検査日	検査結果(Bq/kg)
143	12月13日	ND
144	12月13日	29
145	12月13日	33
146	12月13日	32
147	12月13日	30
148	12月13日	29
149	12月13日	31
150	12月13日	7
151	12月13日	37
152	12月13日	33
153	12月13日	42
154	12月13日	34
155	12月13日	ND
156	12月13日	ND
157	12月13日	ND
158	12月13日	77
159	12月13日	70
160	12月13日	61
161	12月13日	65
162	12月13日	71

平成25年産		
番号	検査日	検査結果(Bq/kg)
1	11月25日	ND
2	11月25日	ND
3	11月25日	ND
4	11月25日	ND
5	11月25日	ND
6	11月25日	ND
7	11月25日	ND
8	11月25日	ND
9	11月25日	5.7
10	11月25日	6
11	11月25日	5.4
12	11月25日	ND
13	11月25日	ND
14	11月25日	ND
15	11月25日	ND
16	11月25日	ND
17	11月25日	ND
18	11月25日	ND
19	11月25日	ND
20	11月25日	ND
21	11月25日	ND
22	11月25日	ND
23	11月25日	ND

(図1) 放射性セシウム濃度分布

25年産の作付け前に、放射性セシウム吸収抑制対策として、カリ肥料を施用した結果、24年度に比較して25年度は、放射性セシウムの濃度が低いそばの割合が増加し、25Bq/kgを超過するそばはなかった。



注) 棒グラフ上端の数値は該当する階級に含まれる検査点数

(表2) 出荷制限区域におけるそばの生産状況

	平成24年産	平成25年産
農家戸数(戸)	17	14
栽培面積(ha)	17.0	14.8
生産量(t)	16.6	7.8
検査点数	162	23
(うち全袋検査数)	(145)	(23)

(2) 吸収抑制対策

出荷制限指示を受けた区域の生産者は、関係機関の指導の下、25年産のそばの栽培に当たって、放射性セシウムの吸収抑制対策として、土壌診断結果に基づき土壌中のカリ濃度 30mg/100g（乾土）以上を目安にカリ肥料を施用した。

カリ肥料を施用した圃場においては、土壌中のカリ濃度が上昇し、収穫したそばの放射性セシウム濃度が低下したことを確認している。

3 解除後のモニタリング検査計画

出荷制限解除後も、盛岡市旧渋民村で産出されるそばについて、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に則して、適切にモニタリング検査を実施し、公表していく。

なお、モニタリング検査の実施に当たって、26年産の検査密度は全戸検査と同等の水準とし、24年産で基準値を超過した圃場から産出されるそばがある場合には、必ず検査対象とするほか、27年産以降は、前年までの検査結果に応じて検査密度を見直すこととする。

また、これまでと同様、あらかじめ出荷等の自粛を要請し、検査を実施する。

4 解除後の生産・出荷体制

県は、盛岡市及び関係農協と連携し、引き続き、生産者に対して、そばの放射性セシウム吸収抑制対策を指導し、その実施を確認するとともに、24年産の検査において基準値を超過した圃場においてそばを作付けする場合には、対策が確実に実施されるよう巡回指導等を行う。

あわせて、そばの出荷・販売にあたっては、生産者・生産者団体に対し、出荷先及び販売先等の記録と保存を求め、当該区域において産出されたそばの流通先を捕捉できるように指導する。

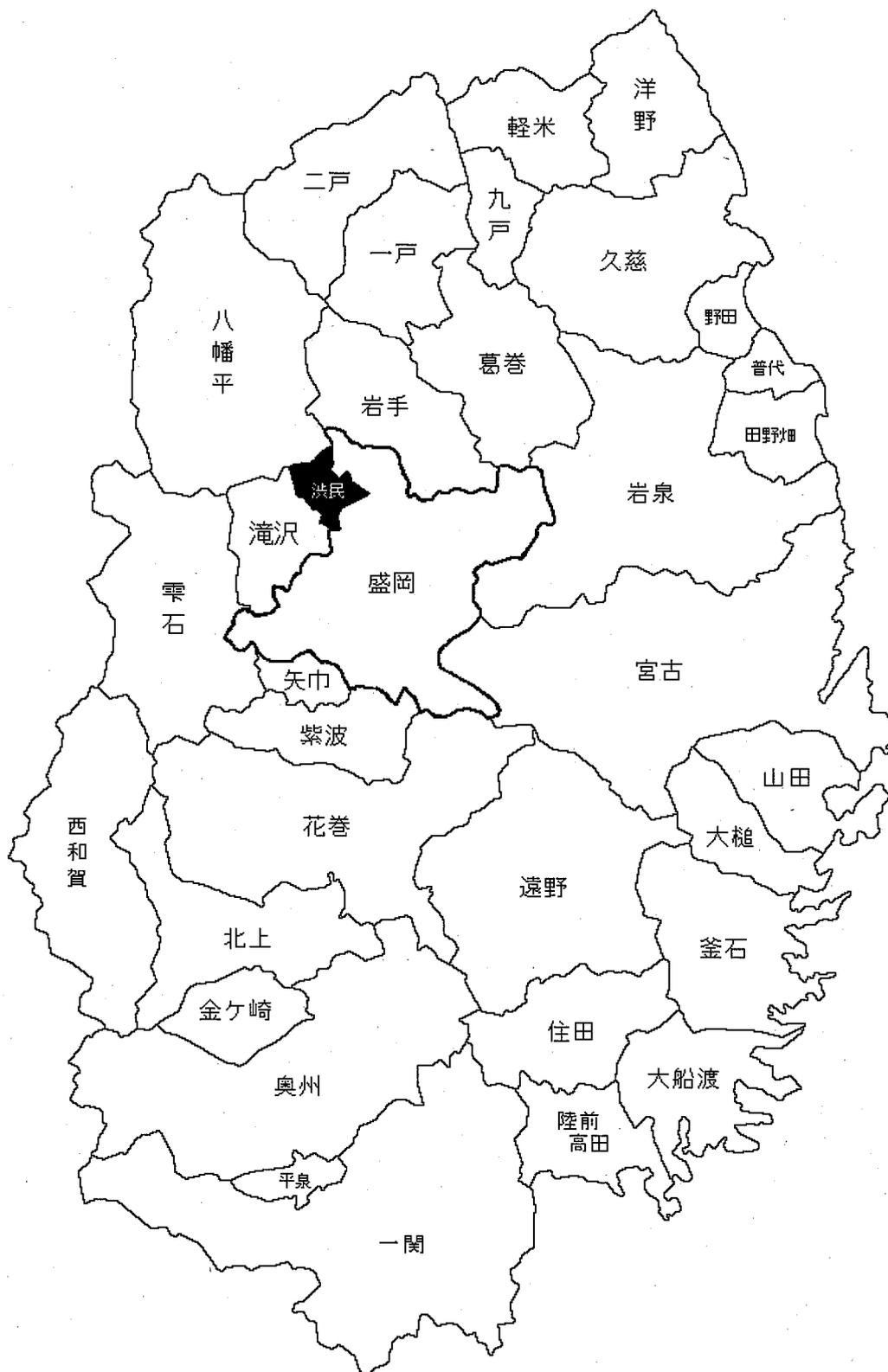
5 解除後のモニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

基準値を超える結果が出た場合には、改めて、当該区域のそばについて、出荷・販売・譲渡・贈答の自粛の継続を要請する。

6 その他

24年産のそばについては、県管理計画に基づき全袋検査を実施し、基準値を下回ったものは出荷・販売し、基準値を超過したそばについては、全量を試験研究用サンプルとして供出した。

解除申請区域（盛岡市旧渋民村）を示す地図



渋民 : 解除申請区域

盛岡 : 解除申請区域を含む市の範囲

出荷制限解除後の検査計画と生産・出荷体制

1 出荷制限を解除する範囲

奥州市旧衣川村で産出されるそば

2 現在までの検査結果等の状況

(1) 検査結果の状況

奥州市旧衣川村で産出される 25 年産そばについて、「検査計画、出荷制限等の品目・区画の設定・解除の考え方」（平成 25 年 3 月 19 日付け原子力災害対策本部長公表）別添 8 の 3 に基づき作成した「出荷制限区域において産出されたそばに関する岩手県管理計画」により、生産者 6 戸の生産量を管理の上、全袋検査を実施した結果、全て基準値を下回った。（表 1、図 1 参照）

なお、24 年度の検査時点において、そばを出荷する予定のある農家は 1 戸のみであり、この農家が栽培したそばが基準値を超過したことから、24 年産そばの出荷は全て見送った。

25 年度においては、出荷を予定する農家 2 戸に加え、自家消費用としてそばを栽培する 4 戸のそばについても全袋の検査を実施した。（表 2 参照）

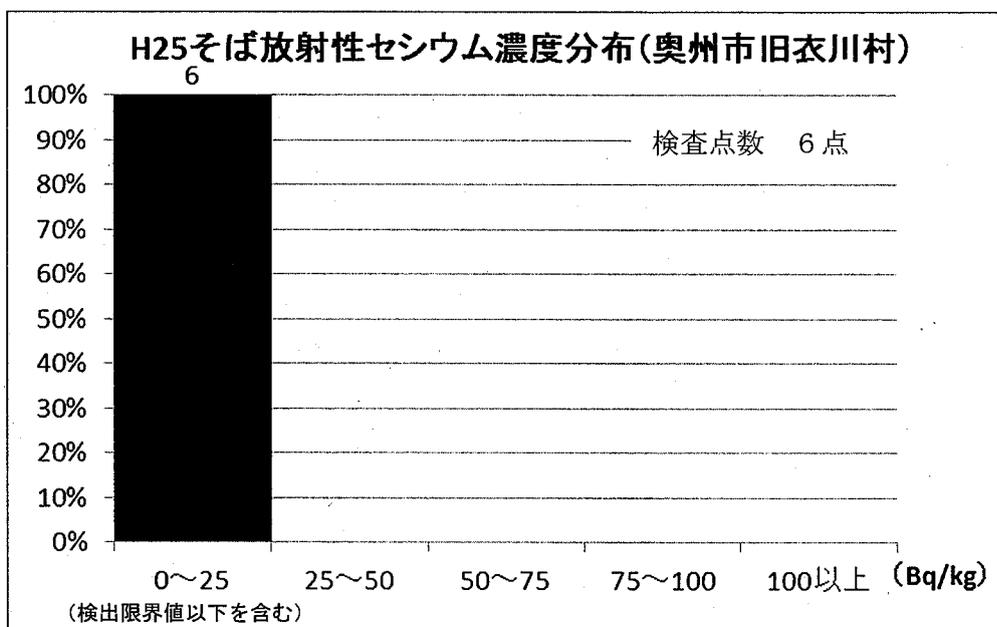
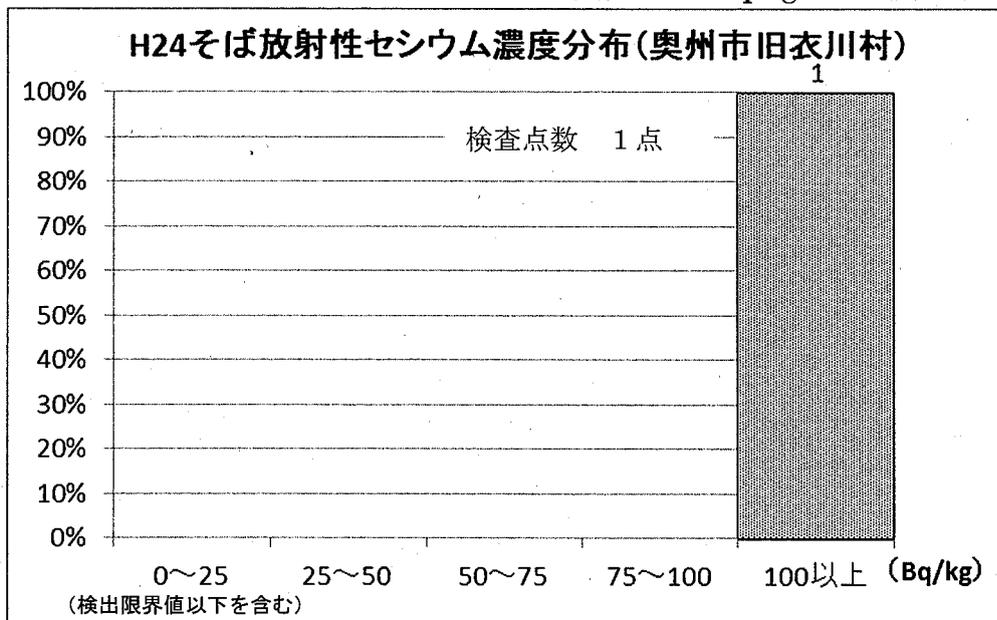
（表 1）放射性セシウム検査結果（平成 24 年産、平成 25 年産）

平成24年産			平成25年産		
番号	検査日	検査結果(Bq/kg)	番号	検査日	検査結果(Bq/kg)
1	11月21日	240	1	12月18日	ND
			2	12月18日	ND
			3	12月18日	ND
			4	12月18日	ND
			5	12月18日	5.9
			6	12月18日	ND

※平成 24 年産の番号 1 と平成 25 年産の番号 1 は同一圃場である。

(図1) 放射性セシウム濃度分布

25年産の作付け前に、放射性セシウム吸収抑制対策として、カリ肥料を施用した結果、25年産について、放射性セシウムの濃度が25Bq/kgを超過するそばはなかった。



注) 棒グラフ上端の数値は該当する階級に含まれる検査点数

(表2) 出荷制限区域におけるそばの生産状況

	平成24年産	平成25年産
農家戸数(戸)	1	6
栽培面積(ha)	0.21	0.26
生産量(t)	0.02	0.08
検査点数	1	6
(うち全袋検査数)	(-)	(6)

(2) 吸収抑制対策

出荷制限指示を受けた区域の生産者は、関係機関の指導の下、25年産のそばの栽培に当たって、放射性セシウムの吸収抑制対策として、土壌診断結果に基づき土壌中のカリ濃度 30mg/100g（乾土）以上を目安にカリ肥料を施用した。

カリ肥料を施用した圃場においては、土壌中のカリ濃度が上昇し、収穫したそばの放射性セシウム濃度が低下したことを確認している。

3 解除後のモニタリング検査計画

出荷制限解除後も、奥州市旧衣川村で産出されるそばについて、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に則して、適切にモニタリング検査を実施し、公表していく。

なお、モニタリング検査の実施に当たって、26年産の検査密度は全戸検査と同等の水準とし、27年産以降は、前年までの検査結果に応じて検査密度を見直すこととする。

また、これまでと同様、あらかじめ出荷等の自粛を要請し、検査を実施する。

4 解除後の生産・出荷体制

県は、奥州市及び関係農協と連携し、引き続き、生産者に対して、そばの放射性セシウム吸収抑制対策を指導し、その実施を確認するとともに、24年産の検査において基準値を超過した圃場においてそばを作付けする場合には、対策が確実に実施されるよう巡回指導等を行う。

あわせて、そばの出荷・販売にあたっては、生産者・生産者団体に対し、出荷先及び販売先等の記録と保存を求め、当該地域において産出されたそばの流通先を捕捉できるように指導する。

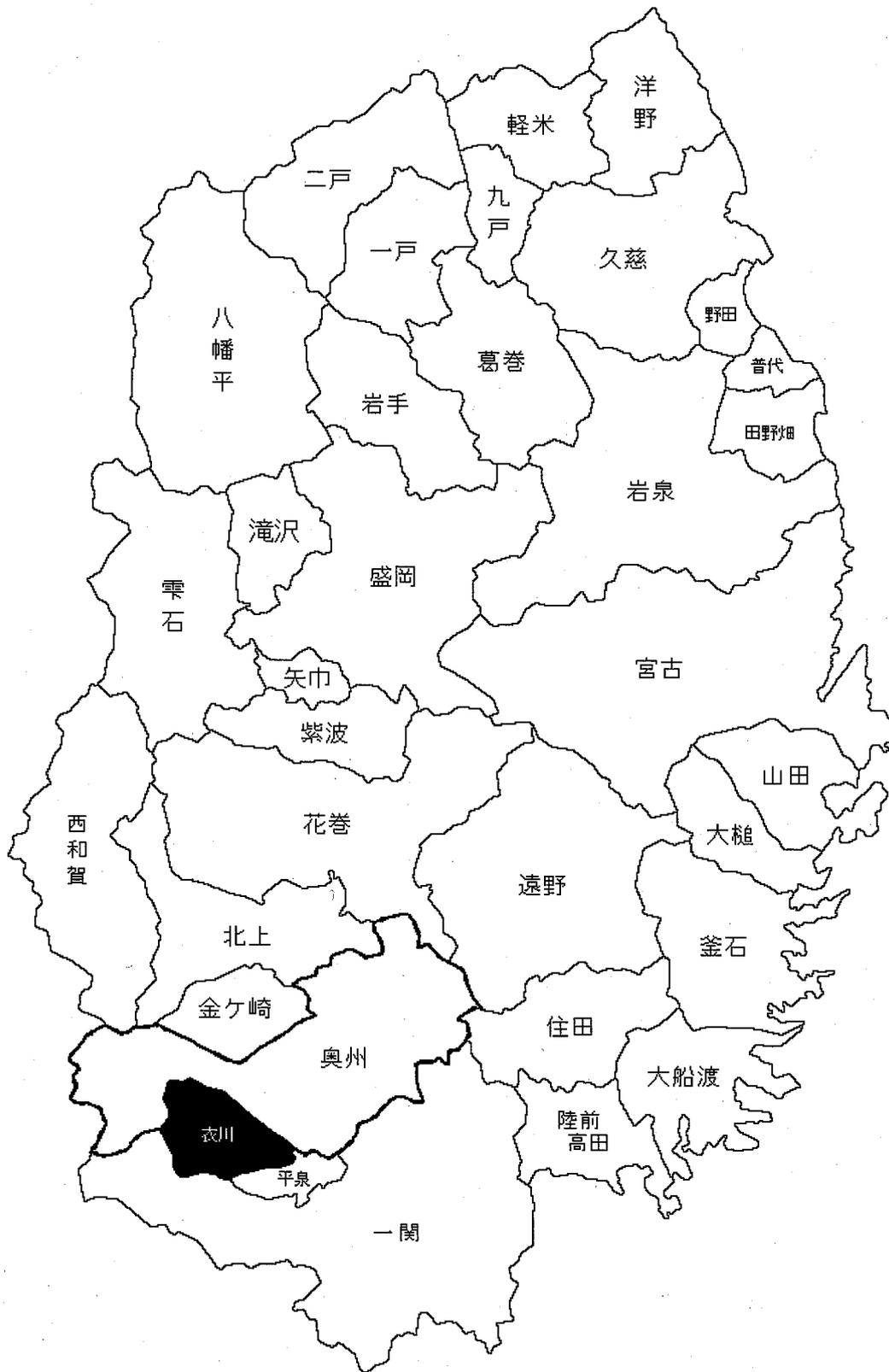
5 解除後のモニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

基準値を超える結果が出た場合には、改めて、当該区域のそばについて、出荷・販売・譲渡・贈答の自粛の継続を要請する。

6 その他

基準値を超過した24年産そばについては、誤って出荷等されることが無いように奥州市水沢車両管理センター（岩手県奥州市水沢区字聖天11番地5）において、隔離保管し、処分方法が決定しだい適切に処分する。

解除申請区域（奥州市旧衣川村）を示す地図



衣川 : 解除申請地域

奥州 : 解除申請区域を含む市の範囲

出荷制限解除後の検査計画と生産・出荷体制

1 出荷制限を解除する範囲

一関市旧大原町で産出されるそば

2 現在までの検査結果等の状況

(1) 検査結果の状況

一関市旧大原町で産出される 25 年産そばについて、「検査計画、出荷制限等の品目・区画の設定・解除の考え方」（平成 25 年 3 月 19 日付け原子力災害対策本部長公表）別添 8 の 3 に基づき作成した「出荷制限区域において産出されたそばに関する岩手県管理計画」により、生産者 7 戸の生産量を管理の上、全袋検査を実施した結果、全て基準値を下回った。（表 1、図 1 参照）

なお、平成 24 年産に比較して平成 25 年産のそばの検査点数が大幅に少ないのは、そば栽培を中止した農家がいたことに加え、7～8 月の大雨による播種の遅れ及び気象災害により著しい減収となったためである。（表 2 参照）

(表 1) 放射性セシウム検査結果 (平成 24 年産、平成 25 年産)

平成24年産

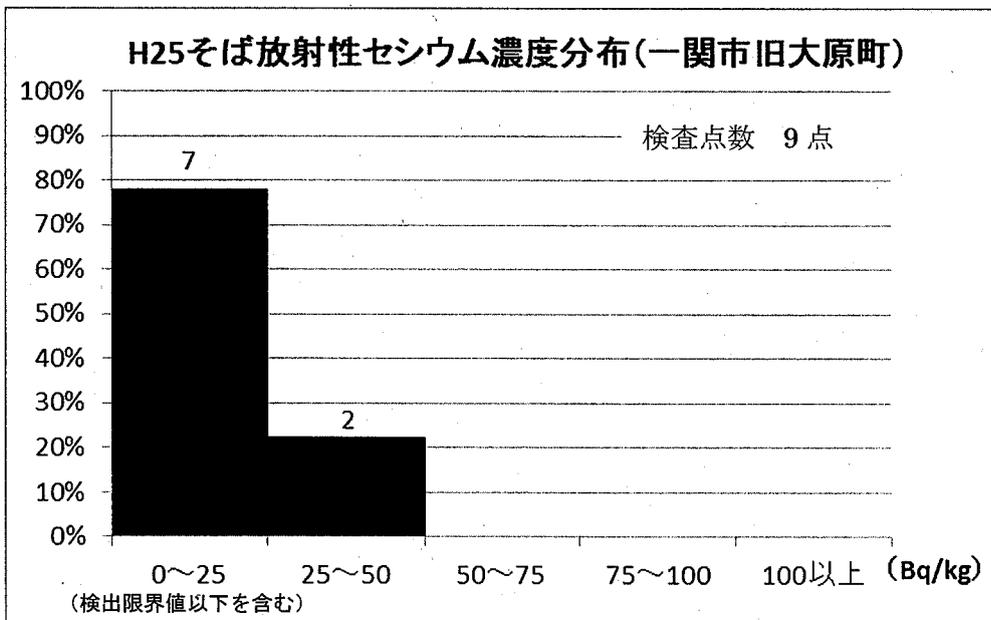
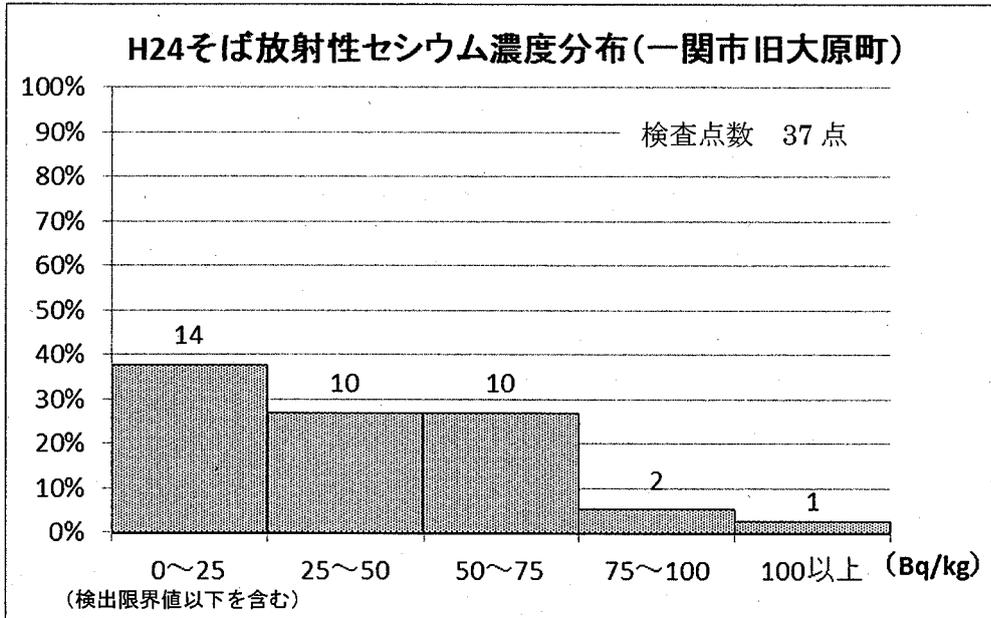
番号	検査日	検査結果(Bq/kg)
1	10月17日	61
2	10月17日	68
3	10月17日	31
4	10月30日	110
5	12月13日	ND
6	12月13日	ND
7	12月13日	ND
8	12月13日	ND
9	12月13日	ND
10	12月13日	ND
11	12月13日	26
12	12月13日	12
13	12月13日	19
14	12月13日	20
15	12月13日	9.4
16	12月13日	33
17	12月13日	28
18	12月13日	37
19	12月13日	26
20	12月13日	13
21	12月13日	21
22	12月13日	39
23	12月13日	30
24	12月13日	31
25	12月13日	35
26	12月13日	66
27	12月13日	68
28	12月13日	78
29	12月13日	68
30	12月13日	73
31	12月13日	62
32	12月13日	68
33	12月13日	76
34	12月13日	60
35	12月13日	52
36	12月13日	ND
37	12月13日	ND

平成25年産

番号	検査日	検査結果(Bq/kg)
1	11月19日	ND
2	11月19日	ND
3	11月19日	ND
4	11月19日	ND
5	11月19日	ND
6	11月19日	25
7	11月19日	ND
8	11月19日	ND
9	11月19日	27

(図1) 放射性セシウム濃度分布

25年産の作付け前に、放射性セシウム吸収抑制対策として、カリ肥料を施用した結果、24年度に比較して25年度は、放射性セシウムの濃度が低いそばの割合が増加し、50Bq/kgを超過するそばはなかった。



注) 棒グラフ上端の数値は該当する階級に含まれる検査点数

(表2) 出荷制限区域におけるそばの生産状況

	平成24年産	平成25年産
農家戸数(戸)	12	7
栽培面積(ha)	4.2	1.0
生産量(t)	2.3	0.6
検査点数	37	9
(うち全袋検査数)	(33)	(9)

(2) 吸収抑制対策

出荷制限指示を受けた区域の生産者は、関係機関の指導の下、25年産のそばの栽培に当たって、放射性セシウムの吸収抑制対策として、土壌診断結果に基づき土壌中のカリ濃度 30mg/100g（乾土）以上を目安にカリ肥料を施用した。

カリ肥料を施用した圃場においては、土壌中のカリ濃度が上昇し、収穫したそばの放射性セシウム濃度が低下したことを確認している。

3 解除後のモニタリング検査計画

出荷制限解除後も、一関市旧大原町で産出されるそばについて、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に則して、適切にモニタリング検査を実施し、公表していく。

なお、モニタリング検査の実施に当たって、26年産の検査密度は全戸検査と同等の水準とし、24年産で基準値を超過した圃場から産出されるそばがある場合には、必ず検査対象とするほか、27年産以降は、前年までの検査結果に応じて検査密度を見直すこととする。

また、これまでと同様、あらかじめ出荷等の自粛を要請し、検査を実施する。

4 解除後の生産・出荷体制

県は、一関市及び関係農協と連携し、引き続き、生産者に対して、そばの放射性セシウム吸収抑制対策を指導し、その実施を確認するとともに、24年産の検査において基準値を超過した圃場においてそばを作付けする場合には、対策が確実に実施されるよう巡回指導等を行う。

あわせて、そばの出荷・販売にあたっては、生産者・生産者団体に対し、出荷先及び販売先等の記録と保存を求め、当該区域において産出されたそばの流通先を捕捉できるよう指導する。

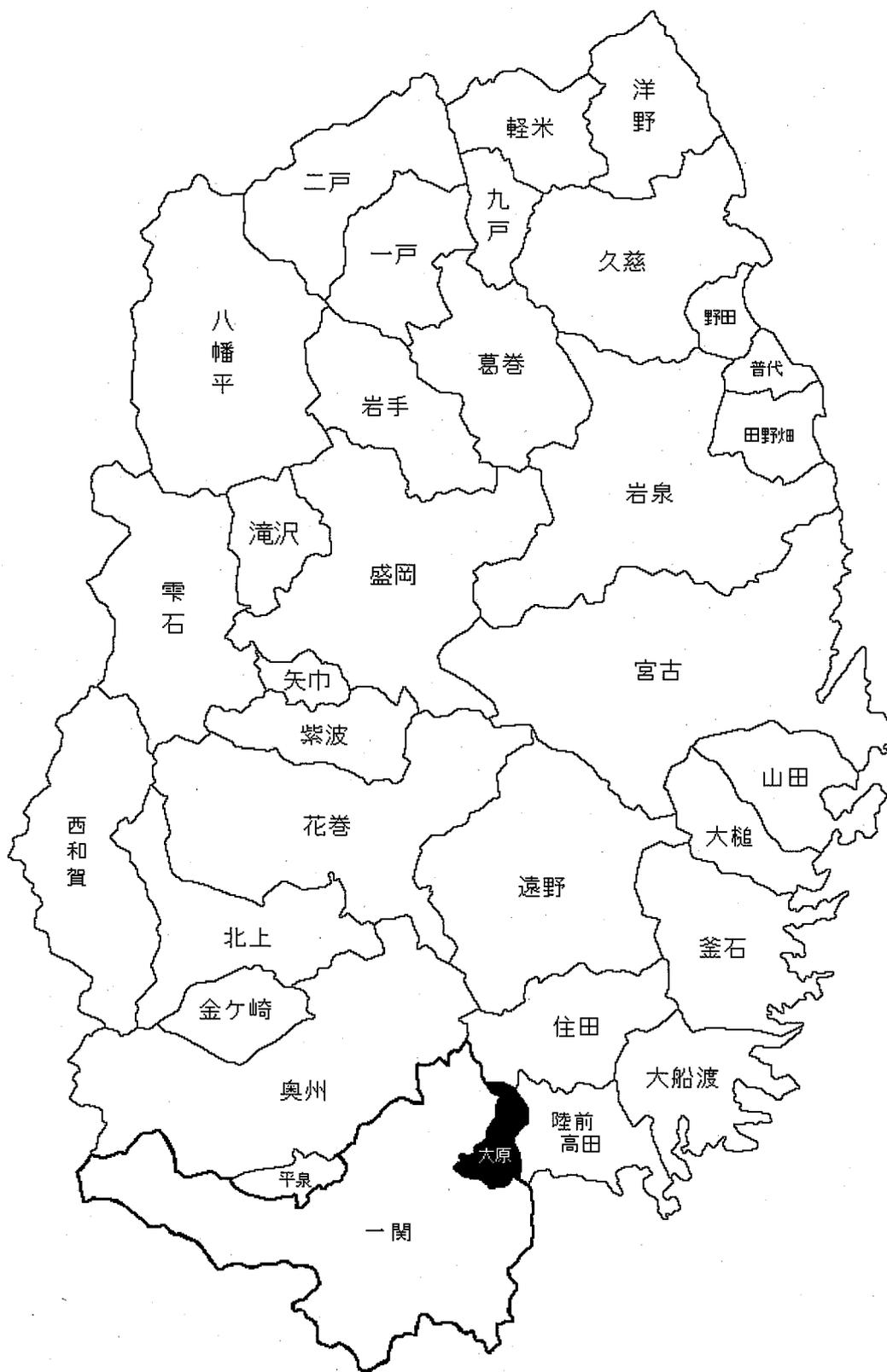
5 解除後のモニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

基準値を超える結果が出た場合には、改めて、当該区域のそばについて、出荷・販売・譲渡・贈答の自粛の継続を要請する。

6 その他

24年産のそばについては、県管理計画に基づき全袋検査を実施し、基準値を下回ったものは出荷・販売し、基準値を超過したそばについては、自治体のごみ焼却施設において焼却処分した。

解除申請区域（一関市旧大原町）を示す地図



大原 : 解除申請区域 **一関** : 解除申請区域を含む市の範囲